

政策Ⅱ－１－（２）－②

会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

1. 目標等

達成すべき目標	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。
測定指標	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 (国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進を図るためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る会計基準の整備状況等により評価を行う。)

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 会計のコンバージェンスの推進等
参考指標	① コンバージェンスに係る会合等の状況 ① 海外当局との対話等の状況 ① 会計基準の整備状況

3. 政策の内容

我が国会計基準は、企業会計基準委員会（ASBJ）において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のない高品質なものとなっています。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していくこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

- ① 欧州連合（EU）は、2005年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けており、また、日・米・加等のEU域外国の上場企業についても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を2009年より義務付ける方針を明らかにしています。これに関連し、EUは日・米・加等の会計基準について、国際会計基準との同等性の評価を行うこととしています。
- ② 米国証券取引委員会（SEC）は、2005年4月に米国市場において国際会計基準

を使用する外国企業に対して要求されている数値調整措置を 2009 年までに解消することを目標とする「ロードマップ」を公表しました。また、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2006 年 2 月に公表した覚書（MOU）に基づき、コンバージェンスの作業に取り組んでいます。

- ③ このような環境の変化の中で、我が国会計基準が引き続き国際的な信頼を維持していけるよう、国際的なコンバージェンスに向けて、我が国会計基準の考え方について積極的な情報発信を行うとともに、我が国会計基準に係る計画的な整備・改善を図ることが重要となっています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 会計のコンバージェンスの推進等

18 年 7 月、企業会計審議会企画調整部会において「会計基準のコンバージェンスに向けて」と題する意見書が取りまとめられました。同意見書では、国際的な会計基準のコンバージェンスの加速化の動きに対応するため、関係者が一丸となって対応すべき等の意見が示されています。

同意見書を踏まえ、ASBJ は、18 年 10 月、会計基準のコンバージェンスを計画的に進めるための工程表を公表しました。また、金融庁は、欧州委員会（EC）と、「日EU会計基準・監査のモニタリング会合」の枠組みについて合意し、18 年 11 月に第 1 回、19 年 3 月に第 2 回の会合をそれぞれ開催しました。

米国との間でも、19 年 6 月の日米証券市場ハイレベル協議において、SEC との間で、会計基準のコンバージェンス等について協議を行いました。

また、国際的な会計・監査・開示等の基準にかかる証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議に出席し、積極的な意見の発信を行ってきました。

② 会計基準の整備

金融庁は、ASBJ にオブザーバーとして出席し、企業財務の一層の適正化等の観点から引き続き会計基準の整備を促しています。18 事務年度においては、国際的な動向や金融商品取引法の制定を踏まえ、ASBJ において、「金融商品に関する会計基準」、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び「退職給付に係る会計基準」が改正されたほか、「関連当事者の開示に関する会計基準」、「四半期財務諸表に関する会計基準」、「リース取引に関する会計基準」等が策定・公表されました。

(2) 評価

以下のように、国際的動向を踏まえつつ、海外当局との対話の促進や会計基準の

整備が図られており、これらの対応は、企業財務認識の適正化を通じた我が国資本市場の信頼性の向上に寄与するものと考えております。

① EUによる日本の会計基準の受入れ方針

金融庁と国内関係者が連携して、コンバージェンスへの対応を進めてきたこと等を踏まえ、EUにおいて、当初2007年1月から国際会計基準またはこれと同様の基準の適用を義務付けられる方針であったところ、その期限を2009年1月まで延期することが2006年12月に決定されました。

② 国際的な対話の枠組の構築

金融庁は、会計基準の相互承認に向け、外国との対話の強化に努めた結果、ECとの間で、日EU相互の会計基準のコンバージェンスの進展等をモニターするための枠組みについて合意し、第1回の会合は18年11月、第2回の会合は19年3月にそれぞれ開催されました。SECとも、「日米ハイレベル証券市場対話」を初め、公式・非公式に協議を進め、日米双方の対話の一層の促進を図られました。

③ 会計基準の整備

ASBJは、EUの同等性評価のスケジュールを視野に入れたコンバージェンス工程表を公表するなど、国際的な動向を踏まえた会計基準の整備が着実に進められています。また、IASBやFASBとも、コンバージェンスの加速化に向けた定期協議を開催しています。

6. 今後の課題

昨今、会計基準の国際的なコンバージェンスの動きは一層の加速化の様相を呈してきています。また、ECは、2008年6月までに、我が国会計基準を含めた各会計基準の同等性評価を行うこととしています。こうした国際的な動向を踏まえれば、国内固有の事情に留意しつつも、我が国金融・資本市場の活性化と我が国企業の国際的な資金調達の円滑化等の観点から、会計基準のコンバージェンスに向けて関係者が一丸となって、一段の取組みを進めていくことが求められているものと考えます。

このため、会計基準のコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、引き続き関係者に対しコンバージェンスに向けた取組みを促すとともに、会計基準等を巡る国際的な議論に積極的に参加し、海外当局に対して働きかけを行っていく必要があります。

また、このような国際的対応を含め、ASBJにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動を引き続き支援していく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、会計・監査等に係る国際的動向を踏まえた対応強化に向け、予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（会計のコンバージェンスに関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 B

国際的動向を踏まえた各施策への取組みは、企業財務認識の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与したものと考えられますが、会計基準の国際的なコンバージェンスの動きに対して一段の取組みを進めていく必要があることから、Bと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議
企業会計審議会

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・ 国際会議への参画状況、海外当局・会計基準設定主体等の動向 等

10. 担当課室名

総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室